

平成二十二年八月十日受領  
答 弁 第 二 号

内閣衆質一七五第二号

平成二十二年八月十日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出政府による元北朝鮮工作員の招請に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出政府による元北朝鮮工作員の招請に関する質問に対する答弁書

一、二及び四について

お尋ねの費用については、現在集計・精査中であり、現時点でお答えすることは困難である。

三について

お尋ねについては、報償費の性格上、お答えを差し控えたい。

五及び六について

金賢姫氏は、拉<sup>ら</sup>致被害者である田口八重子さんから日本語及び日本の生活習慣を教わったとされており、また、同じく拉致被害者である横田めぐみさんとも会ったことがある旨、昨年、証言を行っている。こうしたことから、拉致被害者家族等から金氏の訪日を強く要請されていたところ、韓国政府を始め関係者と調整を行い、拉致問題に係る真相究明等の観点から、今回の金氏の訪日に至ったものである。

また、金氏は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第五条第一項第四号に該当するが、同法第五条の二の規定を適用して同氏の上陸を拒否しないこととしたものである。

七について

御指摘の費用については、現在集計・精査中であるが、今回の金氏の訪日については、拉致被害者家族等には静かな環境の中で、金氏とゆつくりと面会いただけたこと、また、拉致問題に関し、広く国民に、人道上、人権上の問題も含めて、改めて認識と関心を持っていただけたこと、更には、日韓両国政府が今まで以上に拉致問題の真相究明、被害者の救出に努める姿勢を示すことができたことなど、十分な成果があったと考えている。

八及び九について

今般の滞在先及び移動手段等については、金氏の安全確保等の観点から決定したものであり、「厚遇」、「過剰なサービス」といった御指摘は当たらないものと考ええる。